

## 介護保険及び障害福祉サービスの利用者負担に係る（新）高額障害福祉サービス費及び高額医療合算介護サービス費等の支給誤りについて

この度、平成29年度から令和5年度にかけて、障害のある方の障害福祉サービスや介護保険サービス等の利用者負担の軽減を図る（新）高額障害福祉サービス費及び高額医療合算介護サービス費等について、複数の誤った事務処理を行ったことにより、過大支給や過少・未支給が発生していたことが判明しましたので、事案の概要及び今後の対応等について御報告いたします。

対象となる方に対してお詫び申し上げますとともに、丁寧に説明し、御理解を求めてまいります。

今後、このような事務処理誤りが起こらないよう再発防止に万全を尽くしてまいります。

### 1 障害福祉サービス及び介護保険サービス等の利用者負担の概要について

障害福祉サービス及び介護保険サービスの利用者負担は、サービスの提供に要した費用の一部（所得に応じて0～3割）を負担し、障害福祉サービスと介護保険サービスのそれぞれで設定された所得等に応じた自己負担上限額を超えた分を、各利用者負担軽減制度により償還する仕組みが設けられている。

中でも、障害のある方が65歳以上になると、介護保険制度優先利用の原則により、介護保険サービスを利用したうえで不足する分や障害福祉サービス固有のサービスを合わせて利用することになり、障害福祉サービスと介護保険サービス等の各利用者負担額の合計が一定額を超えた分を、高額介護サービス費、高額障害福祉サービス費、（新）高額障害福祉サービス費、高額医療合算介護サービス費等により、それぞれ償還することとなっている。

### 2 （新）高額障害福祉サービス費及び高額医療合算介護サービス費等の制度概要と支給誤りについて

65歳以上の障害のある方の障害福祉サービス及び介護保険サービス等の利用者負担の軽減に当たっては、月単位で自己負担上限額を管理・算定し、上限を超えた額を償還する「高額介護サービス費」等（下記（1）～（3））と、年単位で自己負担上限額を管理・算定し、上限を超えた額を償還する「高額医療合算介護サービス費・高額介護合算療養費」（下記（4））があるが、制度が複雑であることから、本人から証拠書類（領収証等）の提出を求めることなく本市側で支給額を算定し、指定口座に振り込んでいる。

(1) 高額介護サービス費 **月単位**

介護保険における月ごとの世帯の利用者負担額の合算額が、一定の上限額を超える場合に、当該上限を超えた額を月単位で償還する制度。

※当該サービス費については、事務処理誤りなし。

上限額		介護保険サービス	月単位
償還後 利用者負担	高額介護 サービス費	保険給付	
←利用者負担1~3割(償還前)→			

(2) (新) 高額障害福祉サービス費 **月単位**

市民税非課税の65歳以上の障害のある方が、65歳になる5年以上前から障害福祉サービスを利用している場合に、65歳以降、当該障害福祉サービスと共通する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等。介護保険・障害福祉共通サービス）の利用に係る利用者負担額（(1)の高額介護サービス費を償還してなお残存する利用者負担額）を、月単位で償還する制度。

上限額		介護保険サービス	月単位
新高額障害 福祉サービス費	高額介護 サービス費	介護・障害共通サービス	
償還後 利用者負担		介護保険固有サービス	
←利用者負担1割(償還前)→		←保険給付→	

**【支給誤り①】**

障害保健福祉推進室の担当者の認識に誤りがあり、算定の基礎となる高額介護サービス費の支給額（所得や世帯人数によって変動）を実際の支給額とは異なった一定の固定額を用いて計算を行ったために、過大支給及び過少支給が発生。

- ・過大支給 7名 515,693円（うち時効88,634円（3名））
- ・過少支給 17名 2,183,167円（うち時効13,632円（1名））

※ **生活保護の介護扶助**

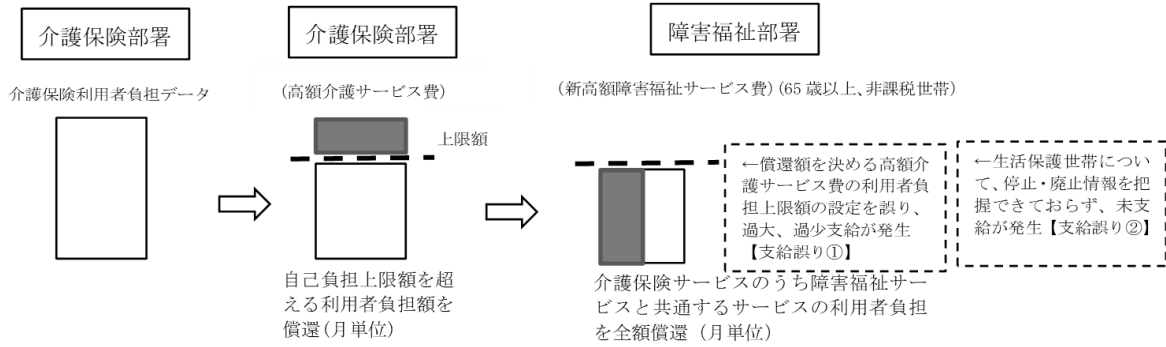
生活保護受給者については、介護保険サービスの利用者負担は生活保護の介護扶助により給付するため、(新)高額障害福祉サービス費が支給される場合、当該サービス費は生活保護の実施機関（本市）に返還。

**【支給誤り②】**

生活保護の停止・廃止後は、本市への返還ではなく本人に当該サービス費を支給すべきところ、障害保健福祉推進室において、生活保護の停止・廃止の状況把握の方法を確立しておらず一部把握ができなかったため、必要な調整がなされず、本人に対する未支給が生じた。

- ・未支給 12名 743,801円（うち時効77,592円（1名））

(新) 高額障害福祉サービス費の事務処理の流れと誤り (破線囲み部分が事務処理誤り箇所)



### (3) 高額障害福祉サービス費 月単位

市民税課税の障害がある方の、(1) の高額介護サービス費を償還してなお残存する利用者負担額について、障害福祉(障害児含む)サービスと介護保険サービスにおける月ごとの世帯の利用者負担額の合算額が一定の上限額を超える場合に、当該上限を超えた額を月単位で償還する制度。

※当該サービス費については、事務処理誤りなし。

← 利用者負担1割(償還前) →		障害福祉サービス		月単位
利用者負担後	高額障害福祉サービス費	公費負担		
	高額介護サービス費	保険給付		
← 利用者負担1~3割(償還前) →		介護保険サービス		

### (4) 高額医療合算介護サービス費・高額介護合算療養費 年単位

(1) の高額介護サービス費や医療保険(国保・後期高齢者医療)の高額療養費を償還してなお残存する利用者負担額について、その合算した額が一定の上限額を超える場合に、当該上限を超える額を介護保険サービスに係る部分については高額医療合算介護サービス費として、医療保険に係る部分は高額介護合算療養費としてそれぞれ年単位で償還する制度。

なお、既に月単位で償還している「(2) (新) 高額障害福祉サービス費」、「(3) 高額障害福祉サービス費」と、年単位で償還する高額医療合算介護サービス費の支給額が重複するため、支給額の算定に当たっては当該重複額を差し引く処理を行う。

← 利用者負担1~3割(償還前) →		介護保険サービス		年単位
償還後利用者負担	高額医療合算介護サービス費	高額介護サービス費	保険給付	
	高額介護合算療養費	高額療養費	保険給付	
← 利用者負担1~3割(償還前) →		医療保険		

※ 「(2) (新) 高額障害福祉サービス費」、「(3) 高額障害福祉サービス費」と重複支給とならないよう調整する。

**【支給誤り③】**

障害保健福祉推進室の担当者の認識不足により、(新) 高額障害福祉サービス費の支給対象者リストを介護ケア推進課に渡していなかったため、(新) 高額障害福祉サービス費(毎月処理)との重複額の調整が行われず、高額医療合算介護サービス費が過大支給となった。(平成30年度～令和3年度)

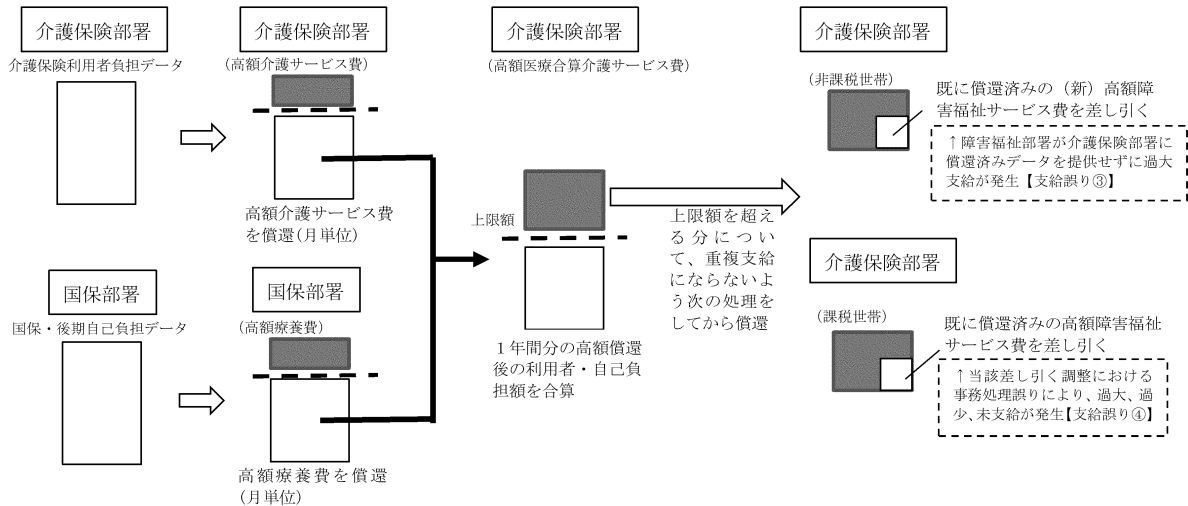
- ・過大支給 29名 2,115,913円(うち、時効223,957円(9名))

**【支給誤り④】**

介護ケア推進課の担当者の認識不足により、高額障害福祉サービス費(毎月処理)との重複額の調整に当たって、計算方法を誤るなど、適正な事務処理を行わなかったことから、高額医療合算介護サービス費等の過大支給、過少・未支給が生じた。(平成29年度～令和3年度分)

- ・過大支給(高額医療合算介護サービス費)
  - 51名 2,964,922円(うち、時効2,211,291円(24名))
- ・過少支給(高額医療合算介護サービス費、高額介護合算療養費)
  - 28名 527,365円
- ・未支給(高額医療合算介護サービス費)
  - 20名 1,287,209円(全件時効)

高額医療合算介護サービス費の事務処理の流れと誤り



※ 過大支給や過少・未支給が発生していた対象者・影響額の集計結果  
 対象者数(実人員)計119人  
 過大支給額 計5,596,528円(うち時効2,523,882円)  
 過少・未支給額 計4,741,542円(うち時効1,378,433円)

(参考) 上記の各利用者負担軽減制度に係る支給実績(令和5年度の実人員・金額)

(1) 高額介護サービス費(介護保険)	28,194名	3,781,967,531円
(2) (新) 高額障害福祉サービス費(障害)	313名	26,774,724円
(3) 高額障害福祉サービス費(障害)	292名	22,899,684円
(4) 高額医療合算介護サービス費(介護保険)	17,019名	593,833,268円

※ 金額は、令和6年5月1日現在

### 3 支給誤りが発生した原因

(新)高額障害福祉サービス費及び高額医療合算介護サービス費等の支給に当たっては、障害福祉サービス、介護保険サービスでそれぞれ基準や上限の異なる利用者負担額を、月・年単位の異なる時期、個人・世帯単位で算定するとともに、複数の制度所管課にまたがって対象者のリストをやり取りするなど、複雑な事務処理を行う必要がある。

一方、対象者数が限られる((新)高額障害福祉サービス費及び高額障害福祉サービス費の支給者数 計605人(令和5年度実績))ことからシステム構築が困難であり、エクセルによる処理を行っていたが、担当者の制度理解が不足していたことに加えて、組織的な事務構築及びチェック体制の構築等、正しい事務処理手順が確立できておらず、各所管課で誤った認識のまま事務処理を行っていた。

こうした中、令和6年3月、市民から(新)高額障害福祉サービス費の支給額の誤りについて指摘があったことを契機に、誤りの原因を調査する中で、関連する異なる制度も含めて複数の誤りが発覚したものの。

### 4 今後の対応

#### (1) 対象者への過少(未)支給分の支給と過大支給分の返還請求

対象者に対して、丁寧に説明及び謝罪を行うとともに、過少(未)支給分について、速やかに支給を行う。

なお、(新)高額障害福祉サービス費及び高額障害福祉サービス費は、障害のある方の利用者負担を限りなく軽減することを目的として設けられたものであることや、併給調整を開始した平成29年度当初から運用自体に誤りがあったこと、さらには、複数制度が関係して複雑であるため本市が支給額を算定し、対象者本人が未償還額を把握することが困難であったことを踏まえ、消滅時効((新)高額障害福祉サービス費及び高額障害福祉サービス費は5年、高額医療合算介護サービス費及び高額介護合算療養費は2年)到来分についても支給することとする。

一方、過大支給分については、法律上の原因によらない給付となるため、時効到来分を除き対象者に返還を求めざるを得ないが、その財産状況等を十分に把握したうえ、生活困窮等により返還が困難な場合は、本市の債権管理の手続きに基づいて徴収緩和制度を適用するなど、できる限り対象者に寄り添って対応していく。

<参考> 過少(未)支給の最高額：1, 137, 367円

過大支給額の最高額：233, 539円

#### (2) 国庫負担金及び府負担金の返還

過大支給分の国庫負担金及び府負担金については、国・府に返還する。

### 5 再発防止策

今回の支給誤りの発覚後は、直ちに正しい処理手順に改め、本年4月以降の支給は適切に対応しているところである。

また、障害保健福祉推進室及び介護ケア推進課並びに生活福祉課において、対象者データの受け渡し手順(スケジュール管理及び複数職員による確認体制の構築)

や支給額の算定フローを詳細に記した事務処理手順書を作成したところであり、今後適宜、当該事務処理手順に則って事務が確実に行われているか、各所属において点検する。あわせて、関係各課の担当者に対する合同研修を定期的を実施し、制度理解に向けたサポート体制を構築する。

さらには、今後の取組として、ヒューマンエラーによる事務処理誤りを根本的に防止するため、(新)高額障害福祉サービス費及び高額障害福祉サービス費の一連の算定プロセスにおいて、必要な情報を取り込んで、支給額を自動計算するツールを導入していく。

なお、法改正や国の制度改正があった際は、制度理解や計算手順、当該事務処理に使用するエクセルシートの数値設定、計算式等に誤りがないかを、各所管課において組織的に確実に確認するとともに、他制度への影響も確認し、関係所管課で事務調整を行うこととする。

今後とも問題が生じていないかを適宜検証し、他都市で同種の事務処理誤りの情報を把握した際には、改めて本市の事務処理を点検する等、適正な事務執行に取り組む。